



後期高齢者医療保険料のご案内

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116・117

令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、茨城県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに見直されます。令和8年度より、後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金分の保険料が新たに賦課されます。従来の保険料(医療分)に加えて、子ども・子育て支援納付金(子ども分)の保険料を合算してお支払いいただきます。

令和8・9年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。(※県内は均一の保険料率となります。)

区分	令和6・7年度	令和8年度		令和9年度	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
均等割額	47,500円	49,500円 (+2,000円)	1,400円	49,500円	子ども分については、再度見直しする予定です。
所得割率	9.66%	9.32% (-0.34%)	0.28%	9.32%	

個人ごとの保険料額の決めかた

医療分、子ども分を合算したものが、年間保険料額となります。



《医療分》

均等割額 49,500円	+	所得割額 賦課のもととなる金額(※) × 所得割率 9.32%	=	医療分 (限度額85万円) 100円未満切捨て
-----------------	---	------------------------------------	---	-------------------------------

《子ども分》

均等割額 1,400円	+	所得割額 賦課のもととなる金額(※) × 所得割率 0.28%	=	子ども分 (限度額2万1千円) 100円未満切捨て
----------------	---	------------------------------------	---	---------------------------------

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。

保険料が特別徴収(年金から天引き)されている方へ

年金から天引きされる保険料額の平準化(均等化)を行います。

「平準化」とは、保険料の変動により仮徴収額と本徴収額に大きな差が発生してしまう方を対象に、6月、8月の天引き額を変更することで、年間の天引き額ができるだけ均等になるように調整することです。

対象の方には税額決定通知書とともにお知らせいたします。



▲詳細「後期高齢者医療保険料の平準化について」

令和8年度の保険料軽減措置

1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	7割 ※医療分については、さらに0.2割軽減
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「31万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「57万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」が対象の場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

子ども・子育て支援金制度Q&A

Q1. 子ども・子育て支援金制度とは？

A1. 全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育ての施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q2. どうして「支援金制度」が必要なの？

A2. 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q3. 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A3. 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q4. なぜ独身や高齢者も支払うの？

A4. 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、子どもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q5. 何月分から支払うの？

A5. 令和8年4月分から従来の保険料(医療分)とあわせてお支払いいただきます。

制度の詳細は、**子ども家庭庁HP**等をご覧ください。



▲子ども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」



▲子ども家庭庁公式note「最近話題の『子ども・子育て支援金制度』について」

(広告欄)

火葬・家族葬のことならセレモニー博善へ

はく ぜん



美浦セレモニーホール
60席 小〜中規模の葬儀に



家族葬会館 霞風
24席 小さな家族葬専用

深夜・早朝
急なご依頼でも
迅速対応!



**相談だけでも
お気軽に!**



☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
カスミ美浦店、美浦中央病院そば